

主要な業務の状況を示す指標

資金運用収支の内訳

(単位:百万円 %)

	平均残高			利息			利回		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資金運用勘定	461,321	469,117	480,331	5,968	5,712	5,575	1.29	1.21	1.16
うち貸出金	188,820	190,941	193,960	4,164	4,042	3,949	2.20	2.11	2.03
うち預け金	139,569	142,511	144,593	288	247	214	0.20	0.17	0.14
うち買入金銭債権	500	462	104	1	0	0	0.28	0.16	0.28
うち有価証券	130,768	133,190	139,662	1,468	1,377	1,360	1.12	1.03	0.97
資金調達勘定	431,936	438,571	448,363	260	211	168	0.06	0.04	0.03
うち預金積金	431,699	438,317	448,099	255	206	163	0.05	0.04	0.03
うち借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)資金運用勘定は無利息預け金・金銭の信託の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び信託運用見合費用をそれぞれ控除して表示しております。

受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	113	▲251	▲138	82	▲338	▲256	126	▲263	▲136
うち貸出金	73	▲111	▲38	44	▲166	▲122	61	▲154	▲93
うち預け金	6	▲40	▲34	5	▲46	▲41	3	▲35	▲32
うち有価証券	22	▲95	▲72	25	▲116	▲90	63	▲79	▲16
うちその他	10	▲4	6	7	▲9	▲1	▲1	5	4
支払利息	4	▲10	▲6	3	▲52	▲49	3	▲46	▲42
うち預金積金	4	▲10	▲6	3	▲52	▲49	3	▲46	▲42
うち借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	0	0	0	▲0	▲0	▲0	0	▲0	0

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

業務粗利益・業務純益

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資金運用収支	5,708	5,501	5,406
資金運用収益	5,968	5,712	5,575
資金調達費用	260	211	168
役務取引等収支	239	218	196
役務取引等収益	756	746	745
役務取引等費用	517	528	548
その他業務収支	113	255	235
その他業務収益	127	316	276
その他業務費用	13	61	40
業務粗利益	6,061	5,974	5,839
業務粗利益率(%)	1.31	1.27	1.21
業務純益	2,275	2,183	2,177

(注)1.資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

※記載金額で「-」は、該当金額なしを表示しております。

※記載金額で「0」は、該当金額があるものの単位未満の額を表示しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

諸比率・諸利回

(単位:%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
資金運用利回	1.29	1.21	1.16
資金調達原価率	0.95	0.91	0.85
総資金利鞘	0.33	0.30	0.30
総資産経常利益率	0.46	0.43	0.42
総資産当期利益率	0.33	0.31	0.30
貸出金利回	2.20	2.11	2.03
有価証券利回	1.12	1.03	0.97
預け金利回	0.20	0.17	0.14
預金利回	0.05	0.04	0.03
期末預貸率	44.96	44.64	44.52
期中平均預貸率	43.73	43.56	43.28
期末預証率	31.59	31.46	32.19
期中平均預証率	30.29	30.38	31.16

$$\text{(注)総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

～地域で最も信用、信頼される金融機関をめざして～

「信用金庫法施行規則 第132条第1項第5号二の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則り、開示いたします。

連結における事業年度の開示事項

当金庫に係る子会社等は、重要性の原則から判断して連結決算を行うべき子会社ではないことから、連結決算は行っておりませんが、連結自己資本比率等を開示します。また、自己資本比率告示(平成18年3月27日金融庁告示第21号)の第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社はございません。

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

当金庫の自己資本調達手段の概要について、発行主体は西兵庫信用金庫、資本調達手段の種類は普通出資、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は969百万円であります。

●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体)		(単位:百万円 %)		(連結)	(単位:百万円 %)	
	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額		平成28年度	経過措置による不算入額
■コア資本に係る基礎項目(1)							
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,689		38,151		36,713		38,176
うち、出資金及び資本剰余金の額	969		969		969		969
うち、利益剰余金の額	35,758		37,220		35,782		37,246
うち、外部流出予定額(△)	38		38		38		38
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		—		—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—		—		—
うち、為替換算調整勘定	—		—		—		—
うち、経過措置によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	—		—		—		—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—		—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	153		136		153		136
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	153		136		153		136
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—		—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		—		—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		—		—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	36,842		38,288		36,866		38,313
■コア資本に係る調整項目(2)							
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	70	91	77	56	70	91	77
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	70	91	77	56	70	91	77
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	70		77		70		77
■自己資本							
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	36,772		38,210		36,796		38,235

●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体)		(単位: 百万円 %)		(連結)		(単位: 百万円 %)	
	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
■リスク・アセット等 (3)								
信用リスク・アセットの額の合計額	184,866		189,216		184,857		189,208	
資産(オン・バランス)項目	180,074		184,670		180,065		184,662	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 3,785		▲ 2,969		▲ 3,785		▲ 2,969	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージサービシングライセンスに係るものを除く。)	91		56		91		56	
うち、繰延税金資産	—		—		—		—	
うち、前払年金費用	—		—		—		—	
うち、退職給付に係る資産の額	—		—		—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 3,876		▲ 3,025		▲ 3,876		▲ 3,025	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		—		—	
オフ・バランス項目	4,780		4,527		4,780		4,527	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	12		18		12		18	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—		—		—	
オペレーショナルリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,434		11,126		11,434		11,126	
信用リスク・アセット調整額	—		—		—		—	
オペレーショナルリスク相当額調整額	—		—		—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	196,301		200,343		196,292		200,334	
■自己資本比率								
自己資本比率[(ハ)÷(二)]	18.73%		19.07%		18.74%		19.08%	

*自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に考慮した上で策定された収支計画であります。

●自己資本の充実度に関する事項

項 目	(単体)		(単位: 百万円)		(連結)		(単位: 百万円)	
	平成28年度	平成29年度	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	185,050	7,402	189,216	7,568	185,041	7,401	189,208	7,568
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	188,824	7,552	192,167	7,686	188,815	7,552	192,158	7,686
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	1	0	0	0	1	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	4	0	3	0	4	0	3	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	91	3	139	5	91	3	139	5
我が国の政府関係機関向け	575	23	567	22	575	23	567	22
地方三公社向け	5	0	4	0	5	0	4	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,577	1,503	37,463	1,498	37,577	1,503	37,463	1,498
法人等向け	65,781	2,631	65,279	2,611	65,781	2,631	65,279	2,611
中小企業等向け及び個人向け	37,822	1,512	38,844	1,553	37,822	1,512	38,844	1,553
抵当権付住宅ローン	8,678	347	7,996	319	8,678	347	7,996	319
不動産取得等事業向け	14,998	599	17,470	698	14,998	599	17,470	698
3か月以上延滞等	535	21	586	23	535	21	586	23
取立未済手形	20	0	27	1	20	0	27	1
信用保証協会等による保証付	1,593	63	1,724	68	1,593	63	1,724	68
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	1,720	68	2,176	87	1,710	68	2,166	86
上記以外	19,418	776	19,882	795	19,419	776	19,883	795

●自己資本の充実度に関する事項 (単体)

(単位: 百万円)

(連結)

(単位: 百万円)

項 目	平成28年度		平成29年度		平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	91	3	56	2	91	3	56	2
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額にされなかったものの額	▲ 3,876	▲ 155	▲ 3,025	▲ 121	▲ 3,876	▲ 155	▲ 3,025	▲ 121
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	12	0	18	0	12	0	18	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
□オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,434	457	11,126	445	11,434	457	11,126	445
八 総所要自己資本額(イ+ロ)	196,485	7,859	200,343	8,013	196,476	7,859	200,334	8,013

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「与信取引の基本的考え方に関する規程(クレジットポリシー)」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、リスク計測にあたって、信用リスク計測システムを導入し、リスクの計量化に向けて取り組んでいます。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣によるALM委員会や審査会等を定期的かつ、必要に応じて開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、実質破綻先及び破綻先は帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額(以下「未保全額」)に対し貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて貸倒引当金を計上しており、平成22年度からは未保全額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額により貸倒引当金を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。 ●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単体)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3カ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		株式等		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国 内	476,798	337,993	207,661	211,918	114,464	120,797	4,308	5,277	—	—	1,127	1,248
国 外	16,843	16,957	—	—	16,843	16,957	—	—	—	—	—	—
地域別合計	493,641	354,951	207,661	211,918	131,308	137,755	4,308	5,277	—	—	1,127	1,248
製造業	40,046	40,586	20,708	20,278	18,903	19,681	434	626	—	—	187	195
農業、林業	775	637	775	637	—	—	—	—	—	—	—	—

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単体)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		株式等		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
漁 業	32	75	32	75	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	78	69	52	43	—	—	26	26	—	—	—	—
建設業	28,297	30,509	27,136	28,745	1,100	1,701	59	62	—	—	264	246
電気・ガス・熱供給・水道業	6,174	6,671	51	48	6,123	6,623	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,010	1,138	179	197	803	903	27	37	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11,355	11,289	3,093	3,247	8,201	7,961	60	80	—	—	—	—
卸売業、小売業	24,722	24,009	19,041	18,586	5,375	5,257	104	164	—	—	183	232
金融業、保険業	168,480	170,710	8,538	9,063	19,749	20,123	199	268	—	—	18	145
不動産業	43,061	45,041	33,095	34,678	9,927	10,315	38	47	—	—	37	30
物品賃貸業	1,147	1,092	1,147	1,092	—	—	—	—	—	—	—	15
学術研究、専門・技術サービス業	1,049	1,122	1,049	1,122	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,049	1,523	1,043	1,523	—	—	6	—	—	—	—	—
飲食業	2,835	2,701	2,835	2,701	—	—	—	—	—	—	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	3,273	3,256	3,071	3,256	201	—	—	—	—	—	195	113
教育、学習支援業	557	592	557	592	—	—	—	—	—	—	5	—
医療・福祉	6,391	6,649	6,391	6,649	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	7,629	7,940	7,604	7,588	—	302	25	49	—	—	45	85
国・地方公共団体等	65,287	68,501	13,735	14,078	51,552	54,423	—	—	—	—	—	—
個 人	49,895	49,722	49,895	49,722	—	—	—	—	—	—	186	184
その他	30,490	22,364	7,625	7,990	9,369	10,460	3,325	3,914	—	—	—	—
業種別合計	493,641	496,206	207,661	211,918	131,308	137,755	4,308	5,277	—	—	1,127	1,248
1年以下	92,782	84,189	31,503	32,865	7,675	7,824	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	107,296	117,574	22,806	21,147	18,989	27,525	400	400	—	—	—	—
3年超5年以下	58,809	50,430	21,548	19,942	34,660	29,186	300	300	—	—	—	—
5年超7年以下	43,834	37,651	23,021	22,951	19,812	14,499	—	201	—	—	—	—
7年超10年以下	50,229	71,667	21,868	25,850	25,159	32,516	1,201	1,200	—	—	—	—
10年超	104,697	107,904	77,685	79,701	25,011	26,202	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	35,993	26,789	9,226	9,458	—	—	2,406	3,175	—	—	—	—
残存期間別合計	493,641	496,206	207,661	211,918	131,308	137,755	4,308	5,277	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		株式等		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国 内	476,789	337,993	207,661	211,918	114,464	120,797	4,298	5,277	—	—	1,127	1,248
国 外	16,843	16,957	—	—	16,843	16,957	—	—	—	—	—	—
地域別合計	493,633	354,951	207,661	211,918	131,308	137,755	4,298	5,277	—	—	1,127	1,248
製造業	40,046	40,586	20,708	20,278	18,903	19,681	434	626	—	—	187	195
農業、林業	775	637	775	637	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	32	75	32	75	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	78	69	52	43	—	—	26	26	—	—	—	—
建設業	28,297	30,509	27,136	28,745	1,100	1,701	59	62	—	—	264	246
電気・ガス・熱供給・水道業	6,174	6,671	51	48	6,123	6,623	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,010	1,138	179	197	803	903	27	37	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11,355	11,289	3,093	3,247	8,201	7,961	60	80	—	—	—	—
卸売業、小売業	24,722	24,009	19,041	18,586	5,375	5,257	104	164	—	—	183	232
金融業、保険業	168,480	170,710	8,538	9,063	19,749	20,123	199	268	—	—	18	145
不動産業	43,061	45,041	33,095	34,678	9,927	10,315	38	47	—	—	37	30
物品賃貸業	1,147	1,092	1,147	1,092	—	—	—	—	—	—	—	15
学術研究、専門・技術サービス業	1,049	1,122	1,049	1,122	—	—	—	—	—	—	—	—

(連結)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		株式等		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
宿泊業	1,049	1,523	1,043	1,523	—	—	6	—	—	—	—	—
飲食業	2,835	2,701	2,835	2,701	—	—	—	—	—	—	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	3,273	3,256	3,071	3,256	201	—	—	—	—	—	195	113
教育、学習支援業	557	592	557	592	—	—	—	—	—	—	5	—
医療・福祉	6,391	6,649	6,391	6,649	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	7,619	7,940	7,604	7,588	—	302	15	49	—	—	45	85
国・地方公共団体等	65,287	68,501	13,735	14,078	51,552	54,423	—	—	—	—	—	—
個人	49,895	49,722	49,895	49,722	—	—	—	—	—	—	186	184
その他	30,491	22,364	7,625	7,990	9,369	10,460	3,325	3,914	—	—	—	—
業種別合計	493,633	496,206	207,661	211,918	131,308	137,755	4,298	5,277	—	—	1,127	1,248
1年以下	92,782	84,189	31,503	32,865	7,675	7,824	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	107,296	117,574	22,806	21,147	18,989	27,525	400	400	—	—	—	—
3年超5年以下	58,809	50,430	21,548	19,942	34,660	29,186	300	300	—	—	—	—
5年超7年以下	43,834	37,651	23,021	22,951	19,812	14,499	—	201	—	—	—	—
7年超10年以下	50,229	71,667	21,868	25,850	25,159	32,516	1,201	1,200	—	—	—	—
10年超	104,697	107,904	77,685	79,701	25,011	26,202	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	35,984	26,789	9,226	9,458	—	—	2,396	3,175	—	—	—	—
残存期間別合計	493,633	496,206	207,661	211,918	131,308	137,755	4,298	5,277	—	—	—	—

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単体)

(単位:百万円)

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成28年度	216	149	—	216	149
	平成29年度	149	130	—	149	130
個別貸倒引当金	平成28年度	2,985	2,968	75	2,910	2,968
	平成29年度	2,968	3,117	9	2,959	3,117
合計	平成28年度	3,202	3,118	75	3,126	3,118
	平成29年度	3,118	3,247	9	3,108	3,247

(連結)

(単位:百万円)

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	216	149	—	216	149
	149	130	—	149	130
個別貸倒引当金	2,985	2,968	75	2,910	2,968
	2,968	3,117	9	2,959	3,117
合計	3,202	3,118	75	3,126	3,118
	3,118	3,247	9	3,108	3,247

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	目的使用	その他	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国内	2,985	2,968	2,968	3,117	75	9	2,910	2,959	2,968	3,117	99	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,985	2,968	2,968	3,117	75	9	2,910	2,959	2,968	3,117	99	—
製造業	496	522	522	558	—	—	496	522	522	558	—	—
農業、林業	—	—	—	67	—	—	—	—	—	67	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,062	1,024	1,024	1,028	36	2	1,026	1,022	1,024	1,028	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	7	7	8	—	—	—	7	7	8	—	—
運輸業、郵便業	3	3	3	2	—	—	3	3	3	2	—	—
卸売業、小売業	183	230	230	271	—	—	183	230	230	271	—	—
金融業、保険業	21	11	11	20	9	—	12	11	11	20	—	—
不動産業	803	778	778	786	7	—	796	778	778	786	45	—
物品賃貸業	14	21	21	23	—	—	14	21	21	23	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	12	12	12	8	—	—	12	12	12	8	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	36	36	36	43	—	—	36	36	36	43	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	142	142	142	138	—	3	142	139	142	138	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単体)

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
その他のサービス業	37	43	43	41	1	—	36	43	43	41	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	170	132	132	115	21	3	149	129	132	115	54	—
合計	2,985	2,968	2,968	3,117	75	9	2,910	2,959	2,968	3,117	99	—

(注) 1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国内	2,985	2,968	2,968	3,117	75	9	2,910	2,959	2,968	3,117	99	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,985	2,968	2,968	3,117	75	9	2,910	2,959	2,968	3,117	99	—
製造業	496	522	522	558	—	—	496	522	522	558	—	—
農業、林業	—	—	—	67	—	—	—	—	—	67	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,062	1,024	1,024	1,028	36	2	1,026	1,022	1,024	1,028	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	7	7	8	—	—	—	7	7	8	—	—
運輸業、郵便業	3	3	3	2	—	—	3	3	3	2	—	—
卸売業、小売業	183	230	230	271	—	—	183	230	230	271	—	—
金融業、保険業	21	11	11	20	9	—	12	11	11	20	—	—
不動産業	803	778	778	786	7	—	796	778	778	786	45	—
物品賃貸業	14	21	21	23	—	—	14	21	21	23	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	12	12	12	8	—	—	12	12	12	8	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	36	36	36	43	—	—	36	36	36	43	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	142	142	142	138	—	3	142	139	142	138	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
その他のサービス業	37	43	43	41	1	—	36	43	43	41	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	170	132	132	115	21	3	149	129	132	115	54	—
合計	2,985	2,968	2,968	3,117	75	9	2,910	2,959	2,968	3,117	99	—

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単体)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	722	77,721	4,747	77,975
10%	—	23,510	—	24,701
20%	16,413	154,331	17,697	157,401
35%	—	25,116	—	23,484
50%	34,057	22,826	36,122	24,597
75%	—	44,896	—	45,330
100%	2,007	84,406	1,304	85,745
150%	—	388	—	379
250%	—	2,262	—	2,815
1,250%	—	—	—	—
合計	488,661		502,303	

(連結)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	722	77,721	4,747	77,975
10%	—	23,510	—	24,701
20%	16,413	154,331	17,697	157,401
35%	—	25,116	—	23,484
50%	34,057	22,826	36,122	24,597
75%	—	44,896	—	45,330
100%	2,007	84,397	1,304	85,737
150%	—	388	—	379
250%	—	2,262	—	2,815
1,250%	—	—	—	—
合計	488,652		502,295	

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「不動産担保評価・管理要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として、地方公共団体、商工組合中央金庫、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、商工組合中央金庫は金融機関エクスポージャーとして、一般社団法人しんきん保証基金等は適格格付機関が付与している格付により判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	(単体)						(連結)							
	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	11,952	12,035	24,717	26,491	—	—	11,952	12,035	24,717	26,491	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上します。お客様との取引については、総と信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定し、適切な保全措置を講じます。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、当金庫で定める「統合リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。統合リスク管理については、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本(自己資本比率を8%維持できる自己資本額を控除した残り)を各リスクカテゴリー毎に割振り統合的リスク管理態勢の構築を進めております。

当金庫では現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半であり、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、資金運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資及びオリジネーターの種類は、以下のとおりです。

<投資>

- | | | |
|----------------------|----------------------|------------------|
| 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権 | 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権 | 7) 債券を裏付とする信託受益権 |
| 2) 手形債権を裏付とする信託受益権 | 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権 | |
| 3) リース料債権を裏付とする信託受益権 | 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権 | |

<オリジネーター>

- | | |
|----------|------------------|
| 1) 資産譲渡型 | 2) 合成型(シンセティック型) |
|----------|------------------|

当金庫はオリジネーターとしての証券化エクスポージャーは該当がありません。また、投資家としてのエクスポージャーも保有しておりません。

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

7. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測を開始する等によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」や「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位)

(単位:百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,686	1,686	2,127	2,127
非上場株式等	33	33	33	33
合 計	1,720	1,720	2,161	2,161

(注) 上記には投資信託中の出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額が含まれています。

(連結)

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	平成28年度		平成29年度	
	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額
1,686	1,686	2,127	2,127	2,127
23	23	23	23	23
1,710	1,710	2,151	2,151	2,151

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位)

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
売却益	90	93
売却損	2	—
償 却	—	—

(連結)

(単位:百万円)

平成28年度	平成29年度
90	93
2	—
—	—

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位)

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
評価損益	117	98

(連結)

(単位:百万円)

平成28年度	平成29年度
117	98

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位)

(単位:百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
評価損益	—	—

(連結)

(単位:百万円)

平成28年度	平成29年度
—	—

8. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法 : 預貸金は「ラダー方式」、有価証券は「GPS方式」

・コア預金 対 象 : 流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法 : ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、

③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

- 満期：5年以内(平均2.5年)
 ・金利感応資産・負債：預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
 ・金利ショック幅：99%タイル値
 ・リスク計測の頻度：月次

(単位：百万円)

区 分	運用勘定	
	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度
貸出金	332	778
有価証券等	1,516	3,164
預け金	184	841
その他	0	3
運用勘定合計	2,033	4,786
銀行勘定の金利リスク	1,656	3,457

(単位：百万円)

区 分	調達勘定	
	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度
定期性預金	209	812
要求払預金	168	487
その他	0	29
調達勘定合計	377	1,329

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を金利ショックとして用い、銀行勘定の金利リスクを算出しております。
 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
 3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
 銀行勘定の金利リスク(3,457百万円)＝運用勘定の金利リスク量(4,786百万円)－調達勘定の金利リスク量(1,329百万円)

9. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの発生の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」に基づき本部・営業店が一体となり、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理方針」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし定期的な点検・検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

役職員の報酬体系の開示

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法等について規程で定めております。

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は188百万円です。

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」126百万円、「賞与」24百万円、「退職慰労金」36百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当

年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成29年度においては、該当する会社はありませんでした。
 3. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。